

港湾における産別労働運動の現状

1. 港湾産別運動の現状

(1) 全国港湾労働組合連合会

① 現在の組織人員

② 加盟単産（組合費納入人員）

- ・ 全港湾 6510
- ・ 日港労連 5010
- ・ 大港労組 860
- ・ 検数労連 750
- ・ 検定労連 230
- ・ 全倉運 1400
- ・ 全日通 220(オブ加盟)

③ 共闘組織 港運同盟（海員組合の港湾組織）。

④ 港荷労協 日港労連と港運同盟の共闘組織。港荷経協と中央交渉を行う。

(2) 日本港運協会と団体交渉

① 港湾運送業界団体として的一般社団法人日本港運協会（日港協）

（港湾運送事業の健全な発達に寄与することを目的とし、全国のほぼ全ての港湾運送事業者によって組織されている中央団体。）

② 創立 昭和 23 年 8 月 23 日（平成 24 年 4 月 1 日 一般社団法人となる）

③ 事業内容

- ・ 港湾運送事業に関する調査、研究、啓発及び宣伝
- ・ 港湾運送事業に関する情報及び資料の収集、整備並びに頒布
- ・ 港湾運送事業の経営改善に関する指導
- ・ 港湾運送施設の整備を図るための資金の斡旋、その他これらの施設の整備の推進
- ・ 港湾運送事業の安定化、効率化及びサービスの向上のための指導及び支援
- ・ 港湾運送事業に関する近代的労務管理の研究
- ・ 輸入食糧の港湾運送に係わる受託業務
- ・ 港湾運送事業に関する関係行政機関、国会等への建議及び陳情
- ・ 港湾運送の利用者、その他港湾運送事業関係者及びこれらの団体との連絡及び交渉

(3) 全国港湾との産業別交渉

① 中央団体交渉=おもに春闘の制度政策要求。交渉委員は労使双方自主的に選出し、相互に無条件で承認する。中央団交は労使それぞれ 100 名を超える交渉委員が出席する。

- ② 労使政策委員会＝現在は拡大三役交渉の役割。全国港湾三役と六大港 2 名、地方港 2 名の代表者、同盟港湾三役が労働側委員。日港協は、労務委員長と組合側委員と近い人数の委員が参加。
- ③ 中央事前協議会＝事前協議協定に基づく中央協議機関。組合側は、全国港湾書記長・書記次長で、傘下単産の書記長が交渉委員。

2. 産業別協定締結の経過

(1) 協定の締結

- ① 1972年
 - ・ 団体交渉に関する協定締結
- ② 1979年（5・30協定）
 - ・ 事前協議の協定
 - ・ 雇用保障の基金制度＝港湾年金制度、最低保障賃金制度、職業訓練制度、転職資金制度
- ③ 1991年（59協定）
 - ・ あるべき賃金制度
 - ・ 時間短縮（拘束 8 時間、実働 7 時間、時間外上限 45 時間）、週休二日制
- ④ 2001年（フルオープン協定）
 - ・ 対象港と港格
 - ・ 各社縦割り体制
 - ・ 規制緩和対応とセーフティネット

(2) 協定の整理

- ① 2000年 協定書・確認書集を確認。
- ② 2012年 協定書・確認書集を項目別に編成し、確認。

(3) 産別ストライキ

- ① 1970年頃迄は、はしけ労働者、登録日雇い労働者を中心としたピケストが主流。
- ② 72年産別協定締結以降、協定破棄、協定の具体化をめぐる対立などの中で、76年大阪港でゲート封鎖をめぐって逮捕者をだす。罰金はあったものの、封鎖ストを「要求実現のためにやむを得ない行動」との地裁判決を引き出し、双方控訴せずに確定。以後、コンテナふ頭のゲート封鎖闘争が中心になる。
- ③ 90年代後半、全港湾内でゲート封鎖に反対意見が強まる。
- ④ 2006年、新規参入問題で全港ストを実施。
- ⑤ 2008年春闘から、日曜作業、夜荷役作業の荷役拒否をはじめとして、全港ストライキが主要戦術。